

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書

「へき地教育振興法」は都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、市町村への指導や助言又は援助、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保などを規定しています。そして、へき地手当の月額「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給されています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど大幅な減額を行い、現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然へき地手当支給率は全国最低水準を余儀なくされています。

長野県は山間地が多くへき地も広く点在することから、全国的にも教員不足の問題が深刻化している中で大きなマイナス要因となるばかりでなく、本県教育水準の維持および将来の担い手である児童生徒の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。

県人事委員会は「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特勤手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と2年に渡り言及していますが、未だ改善されていません。

児童生徒の教育の機会均等、教職員の人材確保、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当等支給率を近隣県並みに回復することが必要であると考えます。

記

- 1 へき地手当等の支給率について、近隣県との格差（相対的へき地性）が拡大していることから、早期に近隣県並みの水準に回復すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

長野県知事 あて
長野県議会議長

飯山市議会議長 渋川 芳三